

こんな時…

どうやって信頼できる情報を手にしますか？

稻城市メール配信サービスなら安心！

5つのカテゴリを選べる

- ① 稲城市からのお知らせ
- ② イベント中止情報
- ③ 光化学スモッグ情報
- ④ 火災情報
- ⑤ その他災害情報

災害時にも配信

災害時は休校のお知らせ等も配信します。また、大災害時には避難指示や避難所の開設情報もお届けします。

地域情報や安全情報

市が行うイベント等の情報を配信しています。市内で出没した不審者情報や火災情報などをお知らせします。

携帯電話・スマートフォンから



カメラ機能からQRコードを読み込み、空メールを送信してください。
稻城市メール配信サービスから仮登録メールが来たら、本登録へ進んでください。

パソコンから

稻城市メール配信サービス



各検索エンジンで検索し、市ホームページから登録できます。
仮登録ボタンからメールを送信すると、メールが届きますので、本登録をしてください。

「稻城市メール配信サービス」登録・変更・解除の手順

登録方法

【携帯電話からの登録】

①空メールの送信

次のいずれかの方法で仮登録のための空メールを送信してください。

- ・携帯電話から直接アドレスを入力する。
inagicity@emp.ikkr.jp
- ・カメラからQRコードを読み取る。



④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。

選択がした後、「次へ」をクリックしてください。

【パソコンからの登録】

①登録画面へのアクセス

登録画面内の「仮登録」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

▼登録用画面URL

<http://www.ikkr.jp/inagicity>



④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。

選択した後、「次へ」をクリックしてください。

カテゴリの選択

②仮登録の完了

仮登録完了のメールが届きます。
メール内のURLをクリックし、本登録画面へアクセスします。

クリックしてください。

⑤入力内容の確認

修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

修正する場合は「修正」をクリックしてください。
登録する場合は「登録」をクリックしてください。

③利用規約への同意

利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。

稻城市
メールアドレス登録：
サービス利用規約
サービスのご案内
このサービスをご利用になるには、
kohokoo@city.ikkr.jpからのメール受信を可能にしておくください。
本メール配信サービスは、携帯電話やパソコンの
メールを利用して住民情報を日々どの情報共有
やサービスを目的として配信いたします。
配信する情報は、全て市役所の判断によるもの
で、地域の安心・安全に関する事実に心を要
と判断した情報を配信するものであり、すべての
危険事態・緊急事態を配信するものではありません。

⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。

稻城市
稻城市メール配信サービスの本登録
が完了しました。
今後、受信希望情報の変更や削除、
登録の確認を行う場合は、下記
URLへアクセスしてください。
<http://www.ikkr.jp/inagicity/>

③利用規約への同意

利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。

サービス利用規約

サービスのご案内

このサービスをご利用になるには、
kohokoo@city.ikkr.jpからのメール受信を可能
にしておくください。
本メール配信サービスは、携帯電話やパソコンの
メールを利用して住民情報を日々どの情報共有
やサービスを目的として配信いたします。
配信する情報は、全て市役所の判断によるもの
で、地域の安心・安全に関する事実に心を要
と判断した情報を配信するものであり、すべての
危険事態・緊急事態を配信するものではありません。

⑤入力内容の確認

修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

修正する場合は「修正」をクリックしてください。
登録する場合は「登録」をクリックしてください。

⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。

受信メールアドレス登録完了

登録の完了が完了しました。

受信メールアドレス登録完了
登録の完了が完了しました。

このサービスをご利用になるには、
kohokoo@city.ikkr.jpからのメール受信を可能
にしておくください。
本メール配信サービスは、携帯電話やパソコンの
メールを利用して住民情報を日々どの情報共有
やサービスを目的として配信いたします。
配信する情報は、全て市役所の判断によるもの
で、地域の安心・安全に関する事実に心を要
と判断した情報を配信するものであり、すべての
危険事態・緊急事態を配信するものではありません。

変更・解除の方法

【携帯電話からの変更・解除】

①空メールの送信

次のいずれかの方法で変更・解除のための空メールを送信してください。

・携帯電話から直接アドレスを入力する。

inagicity@emp.ikkr.jp

・カメラからQRコードを読み取る。



②設定変更画面へのアクセス

受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。

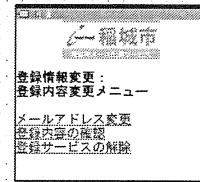
在登録されている内容の設定変更を行います。

下記URLから変更手続きを行ってください。

<https://www.ikkr.jp/app/user/12213/xxxxxxxxxxxxxx>

③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



【パソコンからの変更・解除】

①登録画面へのアクセス

登録画面内の「変更・解除」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

▼登録用画面URL

<http://www.ikkr.jp/inagicity>



②設定変更画面へのアクセス

受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。

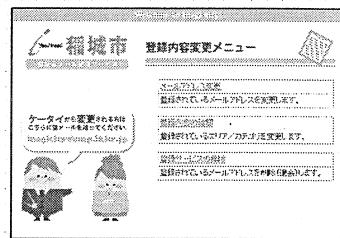
在登録されている内容の設定変更を行います。

下記URLから変更手続きを行ってください。

<https://www.ikkr.jp/app/user/12213/xxxxxxxxxxxxxx>

③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



ご利用にあたってのお願いとご注意

- 登録は無料ですが、通信料は自己負担となります。
- メールの受信制限をされている方は、kohokocho@city.inagi.lg.jpからのメールを受信できるようにしてください。
- メールは通信回線の混雑状況や機種によっては遅れたり届かない場合があります。
- 電波の届かない場所や通話中などの場合、メールが遅れたり届かない場合があります。
- このサービスは、メールの返信機能を有しておりません。予めご了承ください。

案件名 「かしこく健やかな稲城くらしフェスタ2018」の開催について

1 テーマ：かしこい消費がくらしを守る

2 目的：様々なくらしに役立つ情報を市民に発信し、消費生活に対する市民の意識向上を図る。

3 実施主体：

主 催：稲城市、稲城市消費生活センター運営協議会

協 力：市内消費者団体・市民団体、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会、稲城消防署、関東電気保安協会ほか

4 日 時：平成30年11月3日（土・祝）

午前10時から午後3時まで

※雨天実施（一部内容変更）

5 会場：稲城市立iプラザ周辺

6 実施内容（予定）

① 官公署による啓発

② 消費者団体・市民団体による啓発

③ 体験関係

④ 販売関係

⑤ フリーマーケット

かしこく健やかな

稲城くらしフェスタ2018

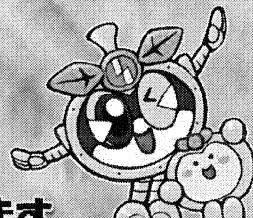
～かしこい消費がくらしを守る～

11月3日(土・祝日)

午前10時～午後3時

雨天時は内容および終了時間が変更になる場合があります。

©K.Okawara・Jet Inoue



会場：稲城市立iプラザ周辺

消費者団体や官公署の展示・体験等のほか、フリーマーケット、未使用食品の回収(フードドライブ)を行います。

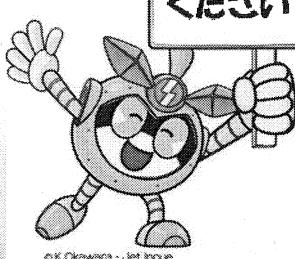


スタンプラリーでフェスタをまわろう！！



是非、ご来場
ください！

景品の中には、ミニ消防車乗車体験もあります！！
(対象: 小学3年生以下、先着100名)

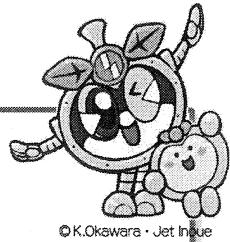


駐車場は近隣の有料駐車場をご利用ください。

主催：稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会

問い合わせ：稲城市役所市民協働課市民生活係 042-378-2111 (内272)

参加団体企画内容



- 【捨てないで、動物の命とやさしい心】TNRの啓発、犬や猫の相談、飼い主のいない猫の譲渡会（稻城動物愛の会）
- 【鳥を呼び寄せるバードコール作り】樅の木片に穴を開け、蝶ボルトをねじ込んで音を出す道具を作る、地産地消として自家野菜の販売（稻プラぼっち）
- 【エシカル消費～誰かの笑顔につながるお買い物～】エシカル消費の認知度アップを図る、コープのエシカル商品の試食（コープみらい）
- 【ネオニコチノイド系農薬って？」こども向け手作り工作、会の活動紹介、パネル展示（新日本婦人の会稻城支部）
- 【人と地球にやさしいセンタク！】石けん、リターナビルびんについて展示、香害についてのアンケート（生活クラブ生協まち「稻城」）
- 【選ぶで変わるの見張り番。パルシステムの商品検査センター】稻城にあるパルシステム商品検査センターの活動内容の紹介、子供向け実験観察、クイズ、アンケート（パルシステム 生活協同組合連合会）
- 【防災その時】備蓄されているものの把握と絶対に必要で準備するもの、避難準備・勧告・指示がでた時、住んでいる地域での把握の仕方（ふたこぶらくだ）
- 【ムダをなくしてスマートに生きる！「食品ロス」削減にチャレンジ】パネル展示、DVD上映、アンケート（Mama'sキッチン～食品ロスを考える会～）
- 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について、ミニ消防車の乗車体験（稻城消防署・予防課）
- 【地球温暖化防止、生物多様性等のPR】缶バッジ作り、エコドライバー宣言募集（稻城市民環境クラブ）
- 【使用済小型電子機器の回収】フードドライブ(未利用食品の回収)、生ゴミ処理容器「くうたくん」展示販売（稻城市廃棄物減量等推進員連絡協議会）
- 【電気なんでも相談】（関東電気保安協会）
- 【暮らしの安全・安心】（多摩中央警察署、多摩稻城防犯協会）
- スタンプラリー用紙配布、消費者クイズ、消費者被害防止パネル展示（稻城市消費生活センター）
- 本部、スタンプラリー用紙配布、景品交換（ゴール）、消費生活アンケート、消費生活関連パネル展示（稻城市消費生活センター運営協議会）
- フリーマーケット

※企画内容は変更する場合がございます。

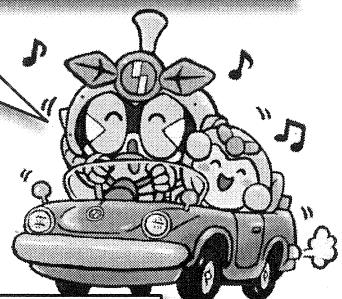


☆暮らしに役立つ情報いっぱいです。

☆スタンプラリーに参加して景品をもらおう！！

（数に限りがあります。なくなり次第終了。）

ミニ消防車
も登場！！



★マイバッグをお持ちください。 ★ごみの持ち帰りにご協力ください。

© K.Okawara・Jet Inoue

回覧

(案)

資料No.3

平成30年11月

稻城市にお住まいの皆様へ

東京都南多摩東部建設事務所

「土砂災害警戒区域等」に関する説明会のご案内

日頃より、東京都の防災事業には、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、土砂災害に関する対策として「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定を、平成17年度から順次行っているところです。

さて、稻城市、矢野口・大丸・百村・坂浜・平尾・向陽台・長峰・若葉台地区におきましても、かねてより実施しております基礎調査の結果に基づき、土砂災害のおそれがある区域に対して「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を予定しております。

つきましては「土砂災害警戒区域等」に関する説明会を、下記のとおり開催いたしますので、ご多忙の折、大変恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

日 時	場 所	対象地区
平成30年12月14日(金) 第1回 午後3時から 第2回 午後7時から	稻城市地域振興プラザ(4階大・中・小会議室) 【稻城消防署東側】 ※駐車場に限りがありますので 公共交通機関をご利用下さい。	稻城市、矢野口、大丸、百村、 向陽台三・四・六丁目
平成30年12月17日(月) 第1回 午後3時から 第2回 午後7時から	稻城市立 i プラザ(i プラザホール) ※駐車場がありませんので 公共交通機関をご利用下さい。	稻城市、坂浜、平尾、平尾一～三丁目、長峰一～三丁目、若葉台一～四丁目

※注意事項

- ・各回とも1時間程度で、同じ内容の説明を行います。
- ・対象地区を分けていますが、何れの説明会にも出席出来ます。
- ・お子様連れの方には、各会場に託児所を開設しますので、利用を希望される場合には、南多摩東部建設事務所まで事前予約をお願いします。

問合せ先 公益財団法人東京都公園協会 立川事務所 土砂災害係

担当：樋川

電話：042-527-9761

東京都南多摩東部建設事務所 工事課

担当：本田・佐藤

電話：042-720-8671

会場案内図



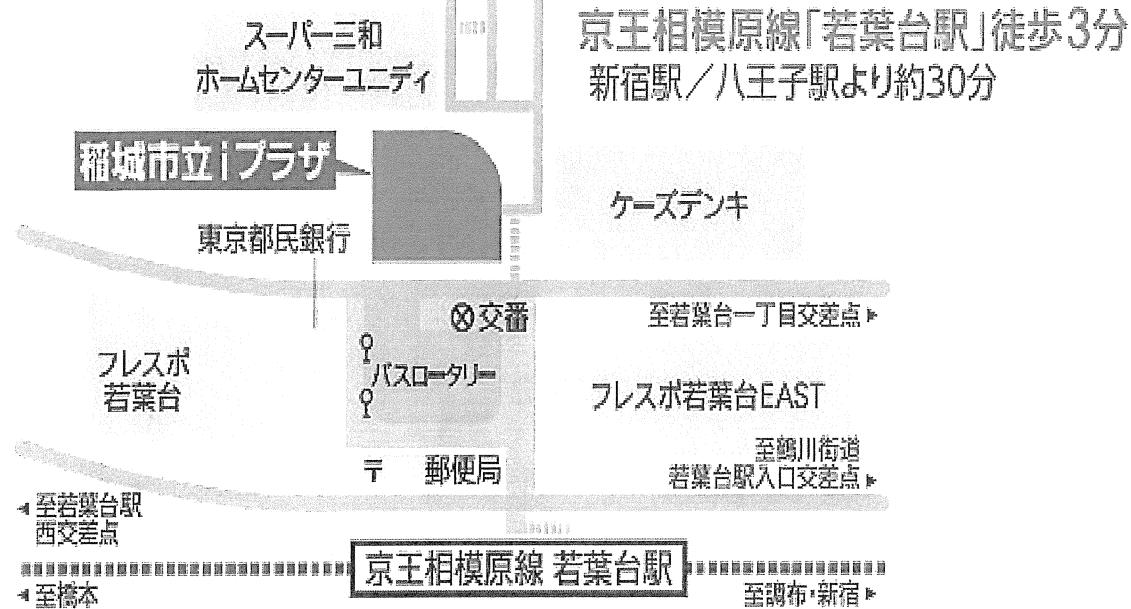
【稲城市HPから抜粋】

日 時 : 平成30年12月14日（金）
午後3時から（1時間程度）
午後7時から（1時間程度）
説明会場 : 地域振興プラザ 4階 会議室
住所：稲城市東長沼2112-1
電話：042-378-2112

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。

会場案内図

交通アクセス



【稻城市パンフレットから抜粋】

日 時 : 平成30年12月17日(月)
午後3時から (1時間程度)
午後7時から (1時間程度)
説明会場 : 稲城市立iプラザ B1・B2階 ホール
住所 : 稲城市若葉台2-5-2
電話 : 042-331-1720

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

土砂災害防止法説明会（稲城市）の対象地区及び開催場所



南多摩東部建設事務所工事課
公益財団法人東京都公園協会
平成 30 年 10 月 18 日

土砂災害警戒区域等の指定に関する説明会の周知方法

【説明会の周知方法】

- 自治会・町内会回覧
- 市報掲載
- 特別警戒区域（レッドゾーン）地権者に資料を郵送
- 警戒区域（イエローゾーン）居住者に説明会案内文等をポスティング

【自治会・町内会回覧の方法】

- ・回覧する資料は説明会案内文、区域を重ねた航空写真（3枚程度）及びチラシを予定しています。
- ・今回の対象地区は、以下の通りです。
「稻城市、大丸、向陽台三、四、六丁目、百村、矢野口」「稻城市、坂浜、長峰一～三丁目、若葉台一～四丁目、平尾、平尾一～三丁目」
- ・対象地区の自治会・町内会のみに回覧を依頼します。
- ・対象自治会の回覧担当者に対して公益財団法人 東京都公園協会より必要部数の資料を郵送します。
- ・郵送時期は11月中旬頃を予定しています。

説明会案内



区域を重ねた航空写真

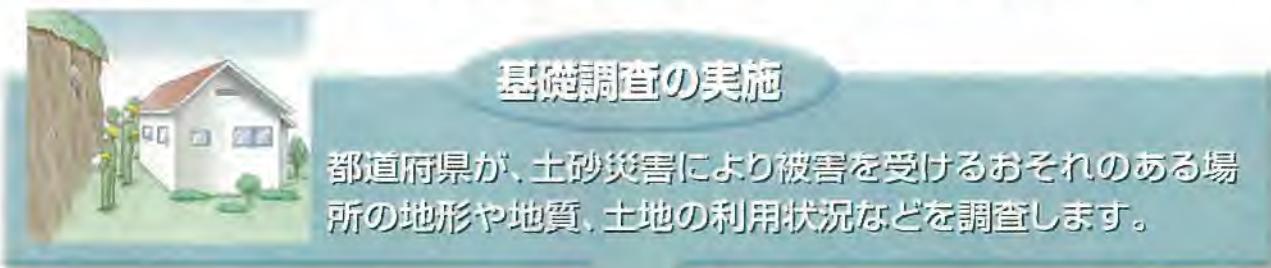


土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

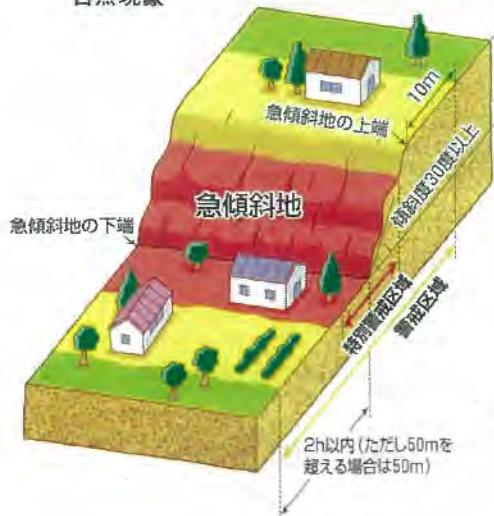
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

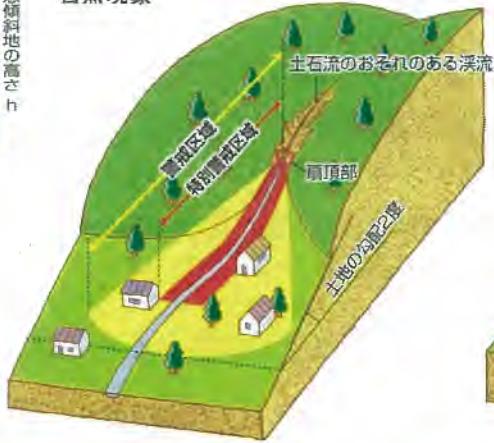
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



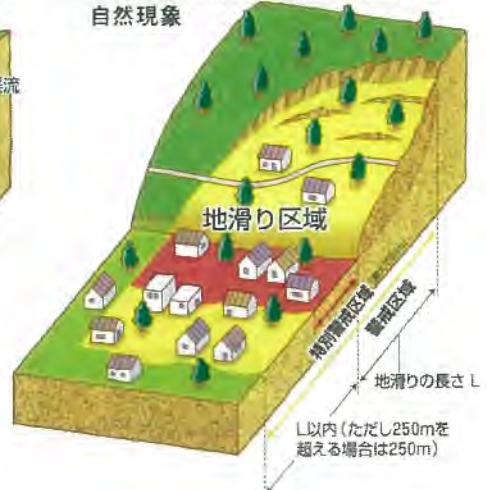
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…



警戒区域では



警戒避難体制の整備

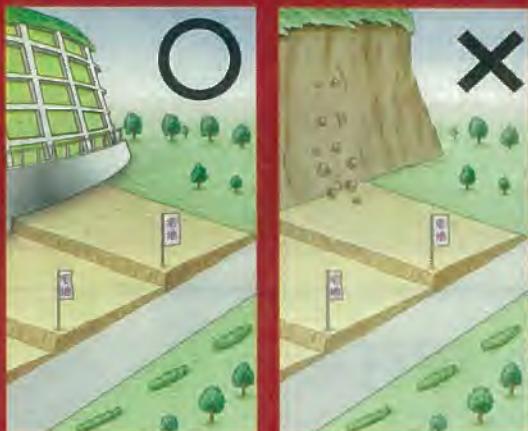
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

公益財団法人 東京都公園協会 立川事務所
土砂災害係 TEL 042-527-9761

東京都建設局河川部計画課
計画調査係 TEL 03-5320-5412

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

土砂災害に備えるために

～犠牲者ゼロを目指して
土砂災害防止法による取組み～

東京都南多摩東部建設事務所
公益財団法人 東京都公園協会

平成26年8月豪雨による広島土砂災害

- ・日 時：平成26年 8月20日
- ・場 所：広島県 広島市 安佐南区、安佐北区
- ・降雨量：1時間最大 87mm (24時間雨量 247mm)
- ・被害状況：死者 74名、住宅被害 129棟



出典：国土交通省砂防部資料（平成26年9月2日時点）

土砂災害の種類

- ① 急傾斜地の崩壊
- ② 土石流
- ③ 地すべり



東京都における事例：伊豆大島土砂災害

- ・日 時：平成25年 10月15～16日
- ・場 所：大島町 元町地区
- ・降雨量：1時間最大 122mm (24時間雨量 824mm)
- ・被害状況：死者行方不明者39人、住宅被害153棟



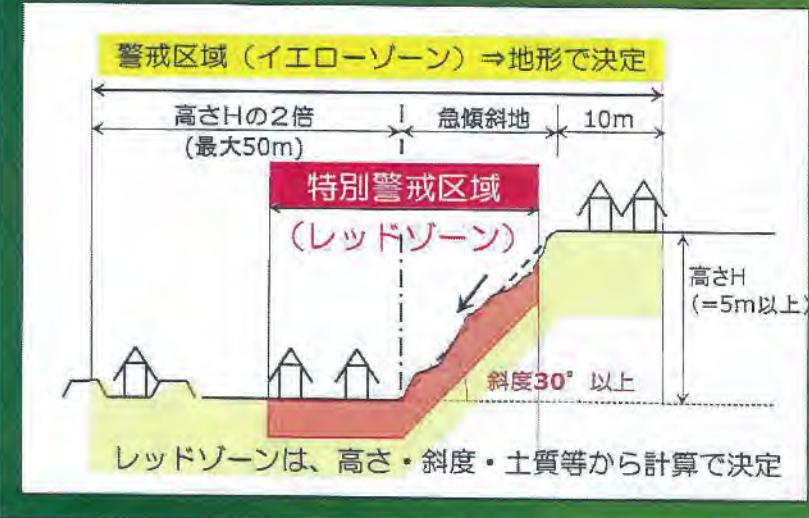
－ 土砂災害防止法 －

平成11年6月：広島災害（土砂災害325件、死者24名）
平成12年4月：衆参両院において全会一致で可決成立
平成13年4月：土砂災害防止法 施行
平成27年1月：土砂災害防止法改正（基礎調査結果の公表義務化）
平成29年6月：土砂災害防止法改正（要配慮者利用施設管理者の義務）

目的：

土砂災害から国民の生命・身体を守るため、
土砂災害のある区域について明確にし、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等の**ソフト対策を推進**しようとするもの。

警戒区域の指定(急傾斜の場合)



土砂災害防止法による対策（まとめ）

土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)



- ・警戒避難体制の整備
- ・警戒区域の周知
- ・要配慮者利用施設管理者の義務
- ・重要事項説明

土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)



- ・建築確認時の構造規制
- ・安全な住宅地の開発
- ・建築物の移転勧告、支援